

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

- 1 第2期島根創生計画のもと、県民生活に欠くことができない行政、教育、警察など各分野のサービス提供において、日々、懸命に業務に当たっていただいている職員の皆さんに、心から敬意を表します。
- 2 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与改定について勧告しました。
- 3 本県における給与に関する報告及び勧告に関しては、従前から「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本としています。
本委員会では、本年4月から6月にかけて本年4月における県内民間事業所の給与実態等について調査するとともに、人事管理上の諸課題について、各任命権者や職員団体等との意見交換などを通じて実態を把握し、本年の報告及び勧告について慎重に検討を行いました。
- 4 給与水準については、職種別民間給与実態調査の結果から、5年連続の引き上げとなる3.04%の月例給の引上げや0.10月分の特別給（ボーナス）の引上げ勧告を行いました。
- 5 また、本年8月の人事院勧告では、転居に関する手当の新設、特地勤務手当に準ずる手当の見直し、宿日直手当の改定などが報告・勧告されました。本県においても県内動向を踏まえ、国に準拠し給与制度を改正又は検討することとしました。
- 6 このほか、深刻化する人材確保、特に技術系職種の受験者確保に向けた課題や多忙を極める教育現場の働き方改革の推進、再任用職員の処遇をめぐる課題、能力・実績に基づく人事管理の推進など、任命権者における各課題への一層の取組の必要性について言及しました。
これら諸課題に対する取組の進捗状況等については、本委員会として引き続き注視していく考えです。
- 7 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、地方公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。
勧告を通じて、日々、職務に精励している職員の適正な給与その他の勤務条件を確保することは、職員の努力や成果に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。
- 8 県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請します。
- 9 また、県民の皆様におかれましては、公務職場において質の高い県民サービスを継続的に提供していくため、直面している諸課題に対し各任命権者が行う働き方改革等の取組への御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

令和8年10月14日

島根県人事委員会
委員長 丑久保 和彦